

## 平戸市病院事業奨学金返還支援事業補助金

---

平戸市病院事業を担う医療人材の確保を図るため、国民健康保険平戸市民病院又は平戸市立生月病院(以下「市立病院」という。)で勤務し、奨学金を返還する医療技術者に対して、予算の範囲内において奨学金の返還を支援する補助金を交付します。

(1) 対象者 次のすべての条件をみたす方が対象者となります。

1. ご自身の名義で借り受けた奨学金を利用して医療技術者の免許を取得し、その奨学金を返還している方、または返還を開始する予定である方
2. 平戸市民病院及び生月病院に正規職員の医療技術者として業務に従事している方
3. 奨学金の返還に滞納がない方
4. 市税等に滞納がない方

(2) 医療技術者 奨学金返還支援事業の対象となる医療技術者

保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師

(3) 奨学金返還支援事業の対象となる奨学金

奨学金返還支援事業の対象となる奨学金は、上記(2)の免許取得のための養成施設において、正規の修学期間中にかかる経費または学費に充てることを目的に借り受けた下記の奨学金です。

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金、
- ・公益財団法人長崎県育英会奨学金
- ・平戸市奨学資金
- ・他の自治体等が実施する奨学金

(4) 補助金額及び交付の期間

年額上限 30 万円です。

交付の期間は、医療機関の職員として採用されたときから 10 年間を限度とします。

(5) 申請期限 毎年度 3 月末日

(6) その他

虚偽、その他不正な手段により当該補助金の交付を受けたとき、または医療機関の採用後 5 年以内に退職したときなど、それまでの間交付した補助金を返還していただきます。

(令和 7 年度に実施した職員採用試験により採用された職員から適用されます。)